

の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療特法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

(認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第四条 法附則第十一条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十二条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第十二条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その处分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)

第五条 法附則第十二条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法附則第十二条第二項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

二 法附則第十二条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務

(登録研修機関の登録の有効期間)

第六条 法附則第十六条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十七条规定の登録について準用する。

附 則（平成元年三月二二日政令第五六号）
この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則（平成六年三月二四日政令第六四号）
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二二日政令第五六号）
この政令は、平成元年四月一日から施行する。
附 則（平成六年三月二四日政令第六四号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年一月二十五日政令第一〇号）
（施行期日）抄
（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二十八条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条の規定は、施行日以後にした行為により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用され、施行日前にした行為により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。
附 則（平成一八年三月二七日政令第七一号）
（施行期日）
第一條 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年三月二四日政令第六二号）
この政令は、平成二十一一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
（経過措置）
第二条 改正法第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号ままでの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十条第二項第一号若しくは附則第二

第三条 この政令の施行の日前に改正法第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による指定を受けている学校又は養成施設（以下「旧指定養成施設等」という。）の設置者は、同日以後において新令第四条第一項に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても、同項の規定の例により、承認の申請をすることができる。

第四条 この政令の施行の日前に旧指定養成施設等に在学している者（同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。）が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間ににおける当該旧指定養成施設等に対する新令第六条第二項及び第七条（これらの規定を新令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、新令第六条第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、「主務省令で定める基準（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第六十二号）の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。）」とする。

第五条 前二条に定めるもののほか、旧指定養成施設等に關し必要な経過措置は、主務省令で定

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

第二条 改正法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条において「新法」という。）第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

第三条 主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により新指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号まで又は第四十条第二項第一号の規定による学校又は養成施設の指定を受けている者（前条第二項の規定により新法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く。）は、改正法の施行の日に、それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

によりされた第四十条第二項第一号指定とみなす。

附 則 (平成二十八年三月三一日政令第一八五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日からの日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置）施行する。

第十条 改正法第四条の規定による改正後の社会

福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による高等学校又は中等教育学校の指定（以下この条において「新指定」という。）を受けようとする者は、この政令の施行前ににおいても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請を許ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前ににおいても、新指定を許ることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

（平成二十九年七月二〇日政令第一九九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年九月一五日政令第二四三号) 抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

附 則 (平成二十九年九月二一日政令第二四六号) 抄

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二七日政令第二九〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二八日政令第四四号) 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則 (令和三年八月六日政令第二二七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日政令第二八二号) 抄

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。（社会福祉士及び介護福祉士等の欠格事由に関する経過措置）

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号及び第四十八条の四第二号（同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の一（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定（第一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の一（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定を除く。）により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

（施行期日）

附 則 (令和五年七月五日政令第二二三五号) 抄

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二日政令第一八三号) 抄

この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。